

議案第 21 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年日出町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 25 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示し」を「掲示すると
ともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信さ
れることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、
放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第 38 条第 3 項中「第 8 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こ
ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・
保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」
と、」を加え、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同条第 1 号又

は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに」に改める。

第 55 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいので提出する。